

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第6関係）及び保険薬剤師の
使用医薬品（揭示事項等告示第14関係）に係る留意事項について

保険医及び保険薬剤師の使用医薬品については、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）の第6及び第14をもって定められ、平成18年4月1日から適用されることとなった。

今回の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図られたく通知する。

なお、「保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第6関係）及び保険薬剤師の使用医薬品（揭示事項等告示第14関係）に係る留意事項について」（平成16年3月19日保医発第0319005号）は、平成18年3月31日限り廃止する。

記

- 1 「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号）の別表及び「揭示事項等告示」の別表第3に記載されている医薬品について、保険医が施用し又は処方すること及び保険薬剤師が使用して調剤することができることとしたものであること。
- 2 医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者から今後供給する予定がなく、既に製造販売承認及び許可の廃止の手続きがとられた医薬品について、「揭示事項等告示」の別表第1、別表第2及び別表第4に記載し、経過措置品目としたものであること。
また、経過措置品目とされた医薬品の使用期限は、別表第1については平成18年8月

31日限りとし、別表第2及び別表第4については、使用期限を平成19年3月31日限りとしたものであること。

3 掲示事項等告示の別表第1に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	55	59	9	0	123

4 掲示事項等告示の別表第2に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	66	43	17	0	126

5 掲示事項等告示の別表第3に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	0	46	50

6 掲示事項等告示の別表第4に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	0	0	1	1